

# 生駒市いこま寿大学学則

## (設置)

第1条 変遷のはげしい現代社会において、高齢者として時代の流れに対応できる生き方(自立や社会参加)を求めるとともに、自立的かつ意欲的な生涯学習を通じて得られた学習成果を豊かなまちづくりに活かし、社会貢献できる人づくりを目的として大学を設置する。

## (名称)

第2条 大学の名称は「生駒市いこま寿大学」(以下単に「大学」という。)とする。

## (趣旨)

第3条 本学則は、大学の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (課程)

第4条 大学には次の3課程を置くものとする。

- (1) 一般教養課程
- (2) 趣味充実課程(以下「クラブ学習」という。)
- (3) 実務講習課程

2 前項の各課程における学習内容等は、別途定める。

## (学部)

第5条 大学には第1学部と第2学部を置く。

- 2 1・2年生を第1学部、3・4年生を第2学部とする。
- 3 クラブ学習は、一部のクラブを除き、学部単位で学習する。

## (特別学習会)

第6条 大学は、必要があると認めるときは、第4条第1項に定める課程外の学習会等(以下「特別学習会」という。)を実施することができる。

2 大学は、特別学習会を実施するとき、学生に随時通知するものとする。

## (修業年限)

第7条 大学の修業年限は、4年又は2年とする。ただし、第9条第2項に基づき再入学をした者の修業年限は2年間とする。

2 前項の修業年限には、第20条に基づく休学期間は含まないものとする。

## (学年)

第8条 大学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、学年の期間を全て休学した者を除き、次の学年に進級するものとする。

## (入学資格)

第9条 大学に入学することができる者は、次の者とする。

- (1) 入学時(4月1日現在)の年齢が満62歳以上であること。
- (2) 生駒市内在住であること。
- (3) 健康で学習意欲が旺盛であること。

2 過去に大学を卒業又は退学した者で、前項第2号及び第3号に該当し再入学を希望する者は、1回に限り大学への再入学ができるものとする。

## (受講料)

第10条 受講料は、年額6,000円とする。

(受講料の納入)

第11条 学生は、毎年4月1日(ただし、新1年生は入学した日)から同月30日までの間に当該年度の受講料を納入しなければならない。

2 年度途中の復学者は、復学時に当該年度分の年額の受講料を納入しなければならない。

(受講料の免除及び返金)

第12条 受講料の免除及び返金は次のとおりとする。

(1) 年度当初からの休学者の受講料は免除とする。

(2) 年度途中の休学者への受講料の返金は行わない。

(3) 年度途中の退学者への受講料の返金は行わない。

(4) 一度納入された受講料は一切返金しない。ただし、学長が正当な理由があると認めたときは、次号の届け出があった日の属する年度分に限り、受講料を返金できるものとする。

(5) 学生は、前号ただし書の規定により受講料の返金を求めるときは、返金についての正当な理由を記して書面で大学に届け出なければならない。

(6) 学生は、第4号ただし書の規定により受講料を返金された場合において、利息等の請求は一切できないものとする。

(募集)

第13条 新入生募集は、生駒市広報紙及び生駒市ホームページ等への掲載並びに生涯学習施設における募集案内の配架により行う。

(組織)

第14条 大学には、学長、講師、事務局長及び事務局職員を置く。

(学長)

第15条 学長は、生駒市教育委員会教育長がその任に当たる。

(講師)

第16条 講師は、学習主題に即して随時学長が委嘱する。

2 講師の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠講師の任期は、前任者の残任期間とする。

4 講師は、原則として委嘱日現在において満70歳以下の者とする。ただし、後任講師の不在等により学習の継続が困難であるなど、学長が必要と認めた場合はその限りではない。

(事務局長)

第17条 事務局長は、高齢者教育を所管する課の課長をもって充てる。

(事務局職員)

第18条 事務局職員は、高齢者教育を担当する職員をもって充てる。

(卒業)

第19条 修業年限を満了した者は、大学の課程を修了したものとし、卒業証書を交付する。

(休学)

第20条 大学は、学生から申し出があった場合は2年間を限度として休学を認める。

2 大学は、特別な事情があると認められる場合は、前項に定める休学期間の延長を認める。

(退学)

第21条 大学は、次に掲げるときは学生を退学させることができる。

(1) 学生からの申し出があったとき

(2) 受講料を納入しないとき

(クラブ長等)

第22条 各クラブに、学年毎にクラブ長及び副クラブ長(以下「クラブ長等」という。)を置く。

2 クラブ長等の職務は別途定める。

3 クラブ長等の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

4 学生は、毎年2月末までに翌年度のクラブ長等を各1名選出し、事務局に届け出なければならない。ただし、新1学年はクラブ学習説明会後速やかに当該年度のクラブ長等の選出を行い大学事務局に届け出るものとする。

5 休学又は退学時の事由によりクラブ長等が欠けた場合は、速やかに新たに補充のクラブ長等を選出し大学事務局に届け出るものとする。

(学生委員会)

第23条 大学に学生委員会を置く。

2 学生委員会は、学生委員で構成する。

3 学生委員は、前条第1項に定めるクラブ長及び別途選出された役員がその役を担う。

4 学生委員の任期は前条第3項に定めるクラブ長等の任期に準ずるものとする。ただし、役員の場合は翌年度の第1回学生委員会会議の日までとする。

5 学生委員会に関し、必要な事項は別途定める。

(意見交換)

第24条 大学と学生委員会役員は、第4条に規定する各課程を実施するにあたり、必要に応じて意見交換を行う。

(委任)

第25条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(生駒市いこま寿大学学則の廃止)

2 生駒市いこま寿大学学則(昭和58年1月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この学則の施行の際現に廃止前の生駒市いこま寿大学学則の規定による学生、組織及び学生委員会は、それぞれ、この学則の規定による学生、組織及び学生委員会とみなす。

4 平成18年4月1日一部改正

- 5 平成20年4月1日一部改正
- 6 平成23年4月1日一部改正
- 7 平成24年4月1日一部改正
- 8 改正後の生駒市いこま寿大学学則第20条第1項の規定は、平成24年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 9 平成25年4月1日一部改正
- 10 改正後の生駒市いこま寿大学学則第11条の規定は、平成25年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 11 平成26年4月1日一部改正
- 12 改正後の生駒市いこま寿大学学則第11条の規定は、平成26年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 13 平成28年1月1日一部改正
- 14 平成29年1月1日一部改正
- 15 改正後の生駒市いこま寿大学学則第21条第2項の規定は、平成28年度に限り、平成27年度末において休学期間が2年となる者についても遡及して適用する。
- 16 平成31年4月1日一部改正
- 17 令和2年4月1日一部改正
- 18 改正後の生駒市いこま寿大学学則第11条及び第20条の規定は、令和2年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 19 令和2年9月1日一部改正
- 20 令和5年3月31日一部改正
- 21 改正後の生駒市いこま寿大学学則第7条及び第19条の規定は、令和5年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 22 令和8年4月1日一部改正